

## AYA 研教育・研修委員会規程

### (名称)

第1条 この委員会は、AYA がんの医療と支援のあり方研究会（AYA 研）教育・研修委員会（以下「委員会」）という。

### (目的)

第2条 AYA がんの医療と支援のあり方研究会定款第 39 条、ならびに、定款施行細則第 17 条に基づき、思春期・若年成人がん領域における医療者・支援者の人材を育成することを目的とする。

### (業務)

第3条 委員会が統括する事務業務は以下の通りとする。

1. AYA 研が主催する研修会の企画
  - 1) AYA がんの医療・支援に関わる全ての人を対象とする
  - 2) 当事者のニーズに応える AYA がんの医療・支援の向上のための研修とする
2. 研修会の開催をする
  - 1) 会場の準備
  - 2) 資料の作成
  - 3) 研修会当日の運営

### (組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員若干名をもって構成する。

### (会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

委員長は会議を進行し業務を総括する。

### (任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第 20 条に従い、理事の任期に準じる。

### (規程の改廃)

第7条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

### 附則

1. この規程は平成 30 年 12 月 19 日より施行する。
2. この規定は令和 4 年 6 月 24 日より施行する。